



## 第35回：州の人事・労務 第4回

### Hawaii Employment Tax & Mandatory Insurance (ハワイ州雇用税及び強制保険)

#### Hawaii Employment Tax の種類

##### 1. PIT/Personal Income Tax (個人所得税)

連邦個人所得税と同様、従業員が負担する州個人所得税です。従業員は、ハワイ州独自の源泉徴収票“HW-4”に記入する必要があり、雇用主はこの内容に基づいて従業員の給与から源泉徴収します。従業員は、ハワイ州の非居住者で、かつ PIT の源泉徴収が免除になる場合、フォーム“HW-6”を提出します。

##### 2. SUI/State Unemployment Insurance (州失業保険)

失業時の一時的な保障のために使われる税金で、連邦失業保険税と同様、雇用主が全額負担します。雇用主は、各従業員に支払われる暦年の賃金のうち 2022 年度は 51,600 ドルまでに対し、雇用主ごとに決定される 0.2%～5.8%の割合を支払います。

また、州失業保険を支払う義務のあるすべての雇用主は、上記に加え、一律 0.01%の Employment and Training Assessment を支払う必要があります。この拠出金は、失業したあるいは失業する可能性のある人々に対してトレーニングを提供するために使われます。

#### Hawaii Employment Tax の申告

##### 1. PIT/Personal Income Tax (個人所得税)

PIT の申告は、ハワイ州税務局 (State of Hawaii Department of Taxation) の指定するフォーム“HW-14”を四半期ごとに提出することで行います。HW-14 は、四半期の PIT の総額、源泉徴収総額、各従業員に支払った雇用税の対象となる賃金及び源泉徴収した PIT を調整、申告するためのフォームです。このフォームは四半期内に賃金がいっさい支払われなかった場合も提出しなければならず、提出期限は四半期末の翌月 15 日です。HW-14 の提出は、ハワイ州税務局が提供するオンラインシステム“Hawaii Tax Online”で電子的に行うことが推奨されていますが、紙のフォームを使って申告を行うこともできます。ただし、年間の PIT の総額が 40,000 ドルを超える雇用主は電子申告が義務付けられています。

##### 2. SUI/State Unemployment Insurance (州失業保険)

SUI の申告は、ハワイ州労働産業局 (DLIR/Department of Labor and Industrial Relations) の指定するフォーム“UC-B6”を四半期ごとに提出することで行います。UC-B6 は、四半期に各従業員に支払った雇用税の対象となる賃金及び SUI を申告するためのフォームです。このフォームは四半期内に賃金がいっさい支払われなかった場合も提出しなければならず、提出期限は四半期末の翌月末です。UC-B6 の提出は、ハワイ州労働産業局の運営するオンラインシステム“Hawaii Unemployment Insurance (HUI) Express”で電子的に行うことが推奨されていますが、紙のフォームを使って申告を行うこともできます。

## **Hawaii Employment Tax の支払い**

### 1. PIT/Personal Income Tax (個人所得税)

PIT の支払い頻度は、前暦年に源泉徴収した PIT の総額に基づいて決まります。

#### <支払い頻度>

##### ・半週ごとの支払い

前暦年の PIT の総額が 40,000 ドル超の雇用主は、半週ごとの支払いとなります。半週ごとに税金を支払う雇用主は、税金が発生した日、つまり給与日を含む半週間が終了した 3 営業日後までに支払いを行います。水曜日、木曜日、金曜日 に支払った給与に対する税金は、次の水曜日までに支払う必要があり、土曜日、日曜日、月曜日、火曜日 に支払った給与に対する税金は、次の金曜日までに支払う必要があります。半週終了後の 3 営業日のいずれかが法定休日である場合は、支払期日が延長され、必ず 3 営業日が確保されます。PIT を半週ごとに支払う雇用主は、Hawaii Tax Online で電子的に支払いを行うことが義務付けられています。

##### ・月ごとの支払い

前暦年の PIT の総額が 5,000 ドル超、40,000 ドル未満の雇用主は、月ごとの支払いとなります。月ごとに税金を支払う雇用主は、従業員に給与を支払った月の翌月 15 日までに支払いを行います。翌月 15 日が週末または法定休日である場合は翌営業日が支払期日になります。PIT を月ごとに支払う雇用主も、Hawaii Tax Online 上で電子的に支払いを行うことが推奨されていますが、小切手またはマネーオーダーで支払いを行うこともできます。

##### ・四半期ごとの支払い

前暦年の PIT の総額が 5,000 ドル以下の雇用主は、四半期ごとの支払いとなります。四半期ごとに税金を支払う雇用主は、四半期末の翌月 15 日までに支払いを行います。翌月 15 日が週末または法定休日である場合は翌営業日が支払期日になります。PIT を四半期ごとに支払う雇用主も、Hawaii Tax Online 上で電子的に支払いを行うことが推奨されていますが、小切手またはマネーオーダーで支払いを行うこともできます。

### 2. SUI/State Unemployment Insurance (州失業保険)

SUI は、前述のフォーム UC-B6 の提出と一緒に四半期ごとに支払いを行います。Hawaii Unemployment Insurance (HUI) Express 上で電子的に申告を行う雇用主は、支払いも電子的に行います。紙のフォーム UC-B6 を使用して申告を行う雇用主は、UC-B6 と小切手を郵送することで支払いを行うこともできます。

## **Hawaii Mandatory Insurances**

ハワイ州で働く従業員がいる雇用主は、以下の保険に加入することが義務付けられています。

### 1. Health Care Insurance (健康保険)

ハワイ州では、1974 年に制定された“the Hawaii Prepaid Health Care Act”により、一定の条件を満たした従業員に対して雇用主が健康保険を提供することが義務付けられています。雇用主が提供する健康保険は、ハワイ州労働産業局あるいは連邦保健社会福祉局から認可されたプランである必要があります。保険料の半額以上を雇用主が負担する必要があり、従業員の自己負担の月額額は、月給の 1.5%を超えてはいけません。

### 2. TDI/Temporary Disability Insurance (一時的障害保険)

www.faircongrp.com © 2022 Fair Consulting Group All rights reserved.

JAPAN - Tokyo, Osaka, Nagoya, Fukuoka / CHINA - Shanghai, Suzhou, Shenzhen, Beijing / HONG KONG - Hong Kong / VIETNAM - Hanoi, Ho Chi Minh / SINGAPORE - Singapore / INDIA - Gurgaon, Chennai, Bangalore / TAIWAN - Taipei / INDONESIA - Jakarta / THAILAND - Bangkok / MALAYSIA - Kuala Lumpur / PHILIPPINES - Manila / MEXICO - Leon, Silao / AUSTRALIA - Melbourne / GERMANY - Munich, Düsseldorf / USA - New York, Los Angeles / ISRAEL - Tel Aviv / NEW ZEALAND - Auckland

業務外で発生した病気や怪我などにより仕事ができない従業員に対し、賃金の一部を保障することを目的とした保険です。一定の条件を満たした従業員に対して、民間の保険会社を通して加入するか、雇用主が直接従業員に給付金を支払う“自己保険”ポリシーを導入することで TDI を提供することが義務付けられています。ただし後者の場合、事前に州から許可を得る必要があります。保険料は雇用主が全額負担しますが、従業員の賃金から保険料の半額（週給の 0.5% かつ週 6 ドルが上限）を控除することも認められています。

### 3. WC/Worker's Compensation Insurance (労災保険)

業務中に発生した病気や怪我などに対し、雇用主と従業員の双方を保護することを目的とした保険です。民間の保険会社を通して加入するか、雇用主が直接従業員に給付金を支払う“自己保険”ポリシーを導入することで WC を提供することが義務付けられています。ただし後者の場合、事前に州から許可を得る必要があります。保険料は雇用主が全額負担します。

By 上野 裕美

Fair Consulting USA Inc.

Los Angeles Office

#### **お問い合わせ**

Fair Consulting USA Inc.

21250 Hawthorne Blvd, Suite 500, Unit #48, Torrance, CA 90503

Tel: +1-310-792-7059

◇ 涌井 正晴

Email: [ma.wakui@faircongrp.com](mailto:ma.wakui@faircongrp.com)

「FCG アメリカ ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。  
「FCG アメリカ ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG アメリカ ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。